

第1期中期目標期間に係る業務実績報告書

独立行政法人海技教育機構

目 次

I	はじめに	・・・	1
II	業務運営に関する報告	・・・	2
	1. 中期目標の期間	・・・	2
	2. 業務運営の効率化に関する事項	・・・	2
	3. 国民に対して提供するサービス		
	その他の業務の質の向上に関する事項	・・・	8
	4. 財務内容の改善に関する事項	・・・	27
	5. その他業務運営に関する重要事項	・・・	32

添付資料一覧

- 資料 1 : 本部体制一元化までの変遷等
- 資料 2 : 海技教育機構運営改革懇談会報告
- 資料 3 : 経費の抑制実績
- 資料 4 : 外国人対象の研修実績（国際協力コースを除く）
- 資料 5 : 独立行政法人海技教育機構の教育課程
- 資料 6 : 資格教育の変遷（本科及び専修科）
- 資料 7 : 技術教育科の受講実績
- 資料 8 : 海事基礎教育（機関）の TIME TABLE

I はじめに

この報告書は、「国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針」（平成14年2月1日国土交通省独立行政法人評価委員会決定、平成15年3月18日、平成16年2月23日及び平成18年3月9日同委員会改定）に基づき、独立行政法人海技教育機構の中期目標期間に係る業務運営評価のために提出する。

なお、上記基本方針を踏まえ、中期目標期間における項目の目標が具体的な数値（目標値）により設定されている場合とそれ以外の場合について、それぞれ概ね次の形式で報告する。

<目標値が設定されている場合>

(中期目標) 大項目－中項目－小項目
(中期計画) 大項目－中項目－小項目

① 実績値及び取組み

--

② 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次期中期目標期間における見通し

--

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

<上記以外の場合>

(中期目標) 大項目－中項目－小項目
(中期計画) 大項目－中項目－小項目

① 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

--

② その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

Ⅱ 業務運営に関する報告

1. 中期目標の期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間

2. 業務運営の効率化に関する事項

(中期目標)

2 業務運営の効率化に関する事項

(1) 組織運営の効率化の推進

全国に展開する各学校を一括して管理し、業務の系統的な実施が図られるよう本部体制を見直し、これにより、国の政策及び海運業界のニーズに即応できる効率的な組織を構築し、組織運営に努める。

(中期計画)

1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営の効率化の推進

- ① 静岡県に本部を置き、全国に展開する各学校の運営を一括して管理する本部体制を確立する。
- ② 本部においては、国の施策及び海運業界のニーズの把握、海技教育の検証、各学校間の連絡調整等を行い、効率的な組織運営に努める。
- ③ 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）を受け、平成22年度末までに、海技大学校児島分校の機能を海技大学校本校等へ統合し、校舎を廃止する。

① 実績値及び取組み

① 静岡県に本部を置き、本部体制を確立させた。

平成18年4月に主たる本部を静岡市に設置し、諸調整の必要性から芦屋市(海技大学校)にも本部機能の一部を組織し海技教育機構(以下、「機構」という。)の業務を開始した。

その後、芦屋市に置いた本部機能を順次静岡市に移設し、平成22年4月より全本部機能を静岡市に集約することにより本部体制の一元化を図り、全国に展開する各学校の運営を一括して管理する本部体制を確立した。

本部体制の一元化により、意志の伝達・連絡、政策決定等がより迅速かつ確実にできるようになり、組織運営の効率化を図った。

なお、東日本大震災により宮古校が被災したが、本部体制の一元化が機能し、災害対策規程に基づき、速やかに機構本部において災害対策統括本部を立ち上げ、学生及び教職員の安否確認並びに各校の被災状況確認及び現地支援を迅速に行った。

【資料1】本部体制一元化までの変遷等

② 本部において、

- ・ 国の政策、海運業界のニーズの把握に努めた。

- ・ 「海技教育機構運営改革懇談会」を立ち上げ、海技教育の検証を行った。
- ・ 各学校間の業務調整を行った。

国の施策及び海運業界のニーズへの対応としては、船員法の改正により航海当直要員の新規確保が必要となったことを受け、平成19年度に「六級航海専修」及び水先人の後継者不足に対応するため、水先制度の改正に対応した水先コースを開設するとともに、海運業界の要望を受け「船舶保安管理者コース」の受講対象者を日本籍船に乗り込む外国人船員にまで広げた。

平成20年度には、機構内に外部有識者及び内航海運事業関係者を委員に含む「海技教育機構運営改革懇談会」を立ち上げ、機構運営における基本方針をまとめた。その答申を受けて、平成21年度に募集専用ホームページ「船の学校.JP」を開設及び募集活動の専従者の配置、平成22年度には、専修科入学者を対象として、インターネットを利用した遠隔双方向の通信教育を開始した。

また、本部と本科及び専修科の幹事校並びに海技大学校において定期的に会議（業務連携調整会議）を開催し各学校間の問題点、情報等を共有し、業務の調整を行った。

【資料2】海技教育機構運営改革懇談会報告

③ 海技大学校児島分校の機能を海技大学校に統合、校舎を廃止した。

海技大学校児島分校においては、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）を受け、平成21年3月31日をもって業務を停止した。児島分校では、主に海技士コース（四級、五級）及び内航船員対象のBRM（Bridge Resource Management）訓練を行っていたが、その機能を海技大学校本校へ移転し、サービスの質を低下させることなく教育業務を継承した。

なお、現在、保有資産を適切に処分するために児島清算室を設置しているが、同室については、土壌汚染調査、地下埋設物調査等の所要の業務が終了後速やかに廃止することとしている。

② 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次期中期目標期間における見通し

--

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

○「六級航海専修」について

平成18年4月1日から、1当直ごとに船橋航海当直を担当する乗組員のうち少なくとも一人は、6級海技士（航海）の資格又はこれより上級の海技免状を有する者でなければならないことになった。

「六級航海専修」では、船員教育機関以外の高等学校を卒業した者若しくはこれと同等と認められる者を対象に3.5か月（座学1.5か月、練習船実習2か月）で内航船舶職員となるために必要な教育訓練を実施。卒業後は、総トン数700トン未満の船舶において航海当直が可能となり、6か月の乗船履歴を積むことにより六級海技士（航海）の受験資格を得ることができる。

○ BRM (Bridge Resource Management) 訓練

船舶の安全航行と効率的な運航を確保する手法。

操船者間で各自が把握した運航に必要な情報の共有化を進め、安全運航のためのリスクの低減を図る訓練。

(中期目標)

2 業務運営の効率化に関する事項

(2) 人材の活用の推進

教育業務の実施のため必要な役職員を確保するとともに、役職員の非公務員化を踏まえて、大学等の教育研究機関、海事関連行政機関及び民間の海運会社等の知見を活用して組織の一層の活性化を図るために、これら機関等との人事交流を積極的に推進する。

(中期計画)

1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(2) 人材の活用の推進

教育業務の実施のため必要な役職員を確保するとともに、役職員の非公務員化を踏まえて、大学等の教育研究機関、海事関連行政機関及び民間の海運企業等の知見を積極的に活用して組織の一層の活性化を図るために、これら機関等と期間中に50名以上の人事交流を図る。

① 実績値及び取組み

- ・役員5名(理事長、理事2名及び監事2名：うち1名は非常勤)及び必要な職員を確保した。
- ・教育研究機関、行政機関及び海運企業等と67名の人事交流を実施した。

機構の業務運営に必要な役職員を確保するとともに、組織の一層の活性化を図るために、教育関係機関、海事関連行政機関及び民間の海運企業と目標値50名を上回る67名の人事交流を実施した。

これらの人事交流により、船社から受け入れた教員の有する最新の船舶運航に関する知識を教育に反映させることができたとともに、行政機関の事務の手法を機構業務に取り入れることができた等、海運企業及び各海事関連機関との連携を図ることができた。

② 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年中中期目標期間における見通し

--

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

人事交流実績

年度	受入	派遣	計
平成18年度	6名	5名	11名
平成19年度	11名	11名	22名
平成20年度	5名	5名	10名
平成21年度	9名	7名	16名
平成22年度	4名	4名	8名
計	35名	32名	67名

(中期目標)

2 業務運営の効率化に関する事項

(3) 業務運営の効率化の推進

業務運営の効率化を図るとともに、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を6%程度抑制することとする。

また、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を2%程度抑制することとする。

また、一部業務の民間開放を推進する。

(中期計画)

1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 業務運営の効率化の推進

① 施設管理業務等の外部委託、管理業務のIT化とともに、英語のカリキュラムの一部を民間に開放する等の措置を講じることにより、業務運営の効率化を推進する。

② 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を6%程度抑制する。

また、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を2%程度抑制する。

③ 船員教育のあり方全般の見直しに対応した教育業務の効率化を推進する。

① 実績値及び取組み

- ① ・学生・生徒への給食業務等の外部委託化を推進した。
- ・給与システム及び会計システムの本部一括管理・統一化を図った。
- ・英語カリキュラムの一部を民間開放した。

業務運営を効率的に行うために、学生・生徒への給食業務の外部委託化を進めているところであるが、第1期中期目標期間においては、これまでの3校（清水校、波方校、及び海技大学校）に加え、平成18年度に口之津校及び平成22年度に小樽校にて新たに開始して、5校にて外部委託化を行っているとともに、接受文書の管理等定型的な事務の一部を外部委託することにより人件費の削減に努めた。

機構発足当時は、静岡と芦屋のそれぞれで管理していた給与システム及び会計システムの個人情報取込み、会計情報の統一化を行い、平成20年度より清水本部で一括管理・運用を行っている。

英語カリキュラムの一部の民間開放については、清水校、波方校及び海技大学校で実施していたが、海技大学校においては、費用対効果等を総合的に判断して平成21年度より職員による授業に戻している。

- ② ・一般管理費を7.86%抑制した。
- ・業務経費を3.83%抑制した。

機構の監事及び外部委員で組織された契約監視委員会により、契約内容のチェックを詳細に行い、契約における無駄をなくすとともに、各学校における日々の節約の積み重ね等により、一般管理費7.86%、業務経費3.83%の節約を達成した。

【資料3】経費の抑制実績

- ③ ・六級航海専修では、最低履行人数を設け実施した。
- ・海外での外国人教育実施に際し、諸経費を受益者負担として実施した。

船員教育のあり方全般の見直しに関する検討会の結果を踏まえて、内航海運業界における船員不足に対応する六級航海専修を平成19年度に新設したが、開催に当たり、定員20名に対し最低履行受講者数（15名）を設け、これに満たない場合は、関係団体に最低履行に足りない金額を補填いただく、あるいは開講を見送ることにより教育業務の効率化に努めている。

また、同検討会における「外国人船員養成のための実習その他の教育を積極的に行うべき」との報告を踏まえた上で、中小外航船社の要望により、平成20年度よりフィリピンにおいてフィリピン人船員を対象に海事基礎教育研修を、また、船舶保安管理者コースについて、船主団体の要望により平成21年度よりフィリピンでの講習回数を増やすことに加え、新たにインド及びブルガリアでも開催し、現地の船員が受講しやすくなることにより、受講者の拡大に努めている。なお、海外での講習開催については、渡航費、宿泊費及び日当等の諸経費を受益者にご負担いただいている。

【資料4】外国人対象の研修実績（国際協力コースを除く）

② 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年中中期目標期間における見通し

--

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

六級航海専修の開催実績

年度	開催回数	入学者数
平成19年度	2回	40名
平成20年度	3回	49名
平成21年度	2回	39名
平成22年度	1回	17名
計	8回	145名

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 海技教育の実施

独立行政法人海技教育機構法第11条第1項第1号に基づき、船員に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授する。

また、独立行政法人海技教育機構法第11条第2項に基づき、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号）第8条第2項の規定による同条第1項の講習の実施に関する業務を行う。

海技教育の実施に当たっては、海技教育全体のニーズにより柔軟に対応した事業運営体制と、船員のライフサイクルに応じて実施できる教育体制を構築することとする。

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 海技教育の実施

海技教育の基本的枠組みとして、期間中早期に「海技資格の取得等を図るための教育」及び「実務能力の向上等を図るための教育」（以下、それぞれ「資格教育」及び「実務教育」という。）の2本柱の体制を構築して、以下のとおり海技教育を実施する。

① 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

- ・「資格教育」及び「実務教育」の2本柱体制を構築した。

当機構は船員（船員であった者及び船員になろうとする者を含む。）に対し、船舶運航に関する学術及び技能を教授すること等により、「安定的かつ安全な海上輸送の確保を図る」ことを目的としており、「海技資格の取得等を図るための教育（資格教育）」及び「実務能力の向上を図るための教育（実務教育）」を基本的な枠組みとした2本柱を構築した。

【資料5】独立行政法人海技教育機構の教育課程

② その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 海技教育の実施

① 海技資格の取得を図るための教育（以下「資格教育」という。）

イ 船員養成事業については、養成対象を専修科へ重点化しつつ、スリム化の方向で船員労働市場の需要規模に見合った養成規模で実施することとし、年間入学定員を期末までに 350 名程度とする。

ロ 海技士資格取得のための船員再教育事業については、一体的な実施を進め、上級海技士資格に対する需要の動向を踏まえてスリム化を図り、年間入学定員を 140 名程度とし、効率的かつ効果的なものとする。

ハ 資格教育については、船員養成事業と船員再教育事業の一体的な実施を図る。具体的には、本科又は専修科の卒業生が更に上級の資格を円滑に取得できる一貫教育システムを導入するとともに、可能な限り各種資格の個別実施体制から教育内容に応じた一体的な実施体制とする。これにより、資格教育の充実・強化及び効率的な実施を図るものとする。

また、船舶の技術革新や海運業界のニーズに的確に対応するため、教育内容の改定・精選を行うほか、司ちゅう・事務科の廃止に伴う船内供食・栄養管理に関する教育の充実等を図る。

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 海技教育の実施

① 資格教育

イ 海技課程本科（以下、「本科」という。）及び海技課程専修科（以下、「専修科」という。）の資格教育については、主として内航の基幹船員の養成を目指すものとして位置付け、養成対象を本科から専修科に重点化しつつ、それぞれの年間入学定員を期末までに 110 名程度及び 240 名程度とする。

ロ 海技専攻課程海上技術コース（以下、「海上技術コース」という。）のうち、（航海）及び（機関）においては、本科又は専修科の教育を修了した者がより上級の教育に進むことができるよう体制を拡充し、基本教育から高度な教育までの一貫教育を実施することにより資格教育の一層の充実・強化を図り、年間入学定員を 30 名程度とする。

また、就労船員等を対象とする資格教育については、年間入学定員を 110 名程度とする。

ハ 資格教育の実施に当たっては、可能な限り各種資格ごとの個別実施体制から教育内容に応じた一体的な実施体制とすることにより、その教育の効率的な実施を図るとともに、資格取得のためのサポート体制の強化等を行うことにより、その教育の充実を図る。

また、船舶の技術革新や海運業界のニーズに的確に対応するため、教育内容の改定・精選を行うほか、即戦力ある若年船員養成のためのインターンシップ教育及び司ちゅう・事務科の廃止に伴う船内供食・栄養管理に関する教育の充実等を図る。

① 実績値及び取組み

イ 年間入学定員を 350 名とした。

資格教育の海技課程本科(以下、「本科」という。)及び海技課程専修科(以下、「専修科」という。)においては、それぞれ5校及び2校で開始し、養成対象を専修科に重点化しつつ船員労働市場の需要規模に見合った養成規模で実施するとの中期目標を受けて、平成 20 年度からは宮古校を専修科校とした。また、期末までに入学定員を 350 名程度とする準備を進め、平成 23 年度の入学定員を専修科 230 名、本科 120 名とした。

なお、入学定員については、今後も船員労働市場の需要規模等を注視して、柔軟に対応できる体制を維持することとしている。

【資料 6】資格教育の変遷（本科及び専修科）

ロ ・ 基礎教育から三級海技士免許取得までの一貫教育を実施する体制を構築した。

- ・ 海技士コースの入学定員を 100 名とした。
- ・ 海上技術コース(航海専攻)及び同(機関専攻)の入学定員を 10 名とした。

本科を卒業した者を対象とした進学コースである海上技術コース(航海)及び同(機関)に加え、専修科を卒業した者のコースとして、平成 19 年度に海上技術コース(航海専修)及び同(機関専修)を新設することにより、基礎教育から三級海技士免許取得までの一貫教育を実施する体制を構築した。

一方、就労船員等を対象とする資格教育については、海技士コースの入学定員を 100 名とするとともに、船員教育機関以外の一般大学・短期大学等を卒業して海運会社に雇用されている者を対象として、三級海技士免許取得を目的とした海上技術コース(航海専攻)及び同(機関専攻)の入学定員を 10 名とした。

ハ ・ 異なるクラスの重複する教育訓練内容を合級(一体的教育)で実施した。

- ・ 資格取得のサポート体制を強化した。
- ・ 専修科入学者を対象に通信教育を実施した。
- ・ 船内供食・栄養管理に関する教育の充実を図った。

海技士コースにおいては、教育の効率的な実施を図るため、四級と五級の海技士免許の取得を目的とする教育及び三級海技士免許の取得を目的とする海上技術コース(航海、機関)と同(航海専修、機関専修)において、重複する教育訓練内容を合級(一体的教育)で実施することを平成 19 年度に試行した。国家試験の合格率及びアンケート調査の結果から、一体的に教育を実施しても支障がないことを確認したので、引き続き授業を合級で実施した。

生徒・学生の資格取得のために、(i) 補講・フォローアップ、(ii) 基礎学力向上のための指導、(iii) 授業・教材の工夫、など様々な取組みを行った。

(i) 補講・フォローアップ

- ・1年次からの専門科目の補講
- ・成績不振者に対する長期休業中の補講
- ・学生等の修得度を考慮した計画的な補講
- ・模擬試験の実施 等

(ii) 基礎学力向上のための指導

- ・朝の読書、「基礎的計算テスト」、「漢字書き取りテスト」の実施
- ・授業復習ノート提出の義務づけ
- ・通信教育 等

(iii) 授業・教材の工夫

- ・国家試験の関連問題を取り入れた授業の実施
- ・視聴覚教材の活用 等

また、平成 22 年度からは専修科入学者(入学前の者を含む。)を対象に通信教育を開始した。これは、従来の手法に留まらずインターネットを活用して基礎学力を向上させるための取り組みである。(再掲)

船内供食・栄養管理に関する教育については、本部に調理教育室を置き、調理教育がない時期には入試対策室の業務を行う等効率的に実施するとともに、調理教本に機構各校所在地の郷土料理のレシピを紹介する等の改良を加え、学生の関心を高め、後々まで活用できる教材とした。

② 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 海技教育の実施

- ② 海技士資格取得以外の講習等については、海運業界の共益的事業としてふさわしいものを実施する観点から、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも十分な教育が実施されないおそれがある場合を対象として必要最小限度の講習を実施するものとする。

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(1) 海技教育の実施

② 実務教育

機構の人材、教育施設・装置を活用して実施することが適当と認める講習等、海運業界の共益的事業としてふさわしい教育を実施するとの考え方にに基づき、実務教育を精査して実施することとし、年間入学定員を1,000名程度とする。

① 実績値及び取組み

② 実務教育を精査し、年間入学定員を1,000名程度とした。

実務教育については、「船舶運航実務課程」と「特別課程」に整理して、海運業界の共益的事業としてふさわしいものを精査した上で、5コースで開始し、水先法が改正され新たな水先養成制度が制定されたことを受け、平成19年度に「水先コース(一級)」「水先コース(限定解除)」及び「水先コース(更新講習)」を、平成20年度に「水先コース(三級)」を開設した。(再掲)

また、ISPSコードに対応した船舶保安管理者コースの受講対象者を外国人にまで広げ、多くの受講者を受け入れている。(再々掲)

[定員]

船舶運航実務課程

・ 運航実務コース	745名
・ 海事教育通信コース	135名
・ 水先コース	—

特別課程

・ 船舶保安管理者コース	96名
・ 外航基幹職員養成コース	20名
・ 国際協力コース	—

(注) 水先コース及び国際協力コースは関係機関の要請に基づいた定員で実施

【資料7】技術教育科の受講実績

② 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見直し

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

ISPSコード (International Ship and Port Facility Security Cord) : SOLAS条約 (国際海上人命安全条約) の改正に伴い、発効された国際規則。各国の政府、海運・港湾が協力して、船舶及び港湾施設の保安強化を目的としている。

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 海技教育の実施

- ③ 国の政策及び海運業界のニーズの変化に柔軟に対応できるよう、必要に応じ適宜教育課程及び教育内容の見直しを行うこととする。

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(1) 海技教育の実施

- ③ 課程の見直し

国の政策及び海運業界のニーズの変化に柔軟に対応できるよう、必要に応じ適宜教育課程及び教育内容の見直しを行う。

① 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見直し

- ③・ 6つの課程を廃止した。

- ・ 適宜教育課程及び教育内容の見直しを実施した。
- ・ 外国人船員を対象とした講習を立ち上げた。
- ・ インターンシップコースを廃止した。

教育の2本柱体制を構築するに当たり、各講習を整理して平成18年度に次の6つの課程を廃止した。

- | | | |
|--------------|----------------|---------------|
| ・ 一級海技士科 | ・ 二級海技士科 | ・ 講習科三級海技士課程 |
| ・ 講習科四級海技士課程 | ・ 通信教育科高等科専門課程 | ・ 通信教育科普通科A課程 |

主な課程の見直しについては、平成19年度に外航基幹職員養成コースの見直しを行い、外航海運事業者における幹部職員不足及び幹部職員の実務能力向上の要望に対応し、従来の海技免許取得の教育から、一級海技士の育成及び船・機長に必要な実務能力の習得に重点を置いたカリキュラムに変更を行った他、平成20年度には海上技術コース(機関)及び同(機関専修)において、情報処理に関する基礎部分の更なる強化・充実を図り教育効果を高めるために、教科目「コンピュータ」の教育時間を2単位から2.5単位への見直しを行った。

また、平成21年度には、海運業界の要請を受け、日本籍船に乗り込む外国人船員を対象

としてフィリピンでの海事基礎教育（機関）を立ち上げ、受講船社から好評を得ている。
（再掲）

平成 16 年度に開設したインターンシップコースについては、開始当初より応募者が少ない状況が続いており、今後も受講者の増加が見込めないことから平成 22 年度末に当該コースを廃止した。

【資料 8】海事基礎教育（機関）の TIME TABLE

② その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

○ 外航基幹職員養成コース

船員養成機関を卒業した者を対象としたコースで、外航商船での訓練や実務経験を通して、即戦力として活躍できる船員を育成する。

国土交通省の補助金を受けた外航日本人船員の確保・育成プロジェクトの一部として行われている。

（中期目標）

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

（1）海技教育の実施

- ④ 資格教育については、補講等の自主講座、模擬試験、個別指導を行って教育効果を高め、その目標とする海技従事者国家試験の合格率を向上するよう努めることとする。

（中期計画）

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

（1）海技教育の実施

④ 合格率

資格教育については、補講等の自主講座、模擬試験、個別指導を行って教育効果を高め、その目標とする海技士国家試験の合格率が 90%以上とするよう努める。

なお、本科に限っては、その合格率の目標を 65%以上とする。

① 実績値及び取組み

④ 目標を上回る国家試験の合格率を達成した。

- ・ 本科 80.1%（目標 65%）
- ・ 専修科 92.2%（目標 90%）
- ・ 海技専攻課程 93.4%（目標 90%）

目標とする海技士国家試験合格率を達成するため、学生・生徒の学習の習慣付け、基礎学力の向上、勉学へのモチベーションの維持、弱点の補強、メンタル面のサポートから国家試験過去問題の分析等を精力的に行い、本科、専修科及び海技専攻課程それぞれ目標とする合格率を達成した。

<主な取組>

- ・ 習熟度別クラスでの補講
- ・ 模擬口述試験の実施
- ・ 過去 10 年間程度の国家試験問題の解説
- ・ 合宿による指導
- ・ 通信教育の実施
- ・ 「あがり症対策講座」、「発問に対して大きな声で答える練習」
- ・ 礼儀、身だしなみの指導 等

また、東日本大震災により宮古校が被災したが、震災直後の多難な状況において、宮古校学生の海技従事者国家試験受験のために、関係官署と調整するとともに、バスをチャーターし、受験者を臨時試験会場である東北運輸局仙台庁舎へ輸送し、受験を可能とした。

② 実績値が目標に達しない場合には、その理由及び次期中期目標期間における見通し

--

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

海技士国家試験合格実績

年度	本科	専修科	海技専攻課程
平成 18 年度	66.2%	92.3%	93.8%
平成 19 年度	76.0%	93.3%	93.8%
平成 20 年度	90.8%	93.7%	93.8%
平成 21 年度	81.6%	89.6%	91.8%
平成 22 年度	80.2%	92.4%	100.0%
計	80.1%	92.2%	93.4%

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 海技教育の実施

- ⑤ 海事関連企業への訪問等求職活動を強化することにより、海事関連企業への就職率を向上するよう努めることとする。

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 海技教育の実施

- ⑤ 就職率

就職情報ネットワークの構築等船員職業紹介事業の充実を図り、海事関連企業への訪問等求職活動を強化することにより、海事関連企業への就職率を、専修科においては90%以上、本科においては70%以上、海上技術コースにおいては90%以上とする。

① 実績値及び取組み

⑤ 目標を上回る海事関連産業への就職率を達成した。

- ・ 本科 92.8% (目標 70%)
- ・ 専修科 97.1% (目標 90%)
- ・ 海上技術コース 92.7% (目標 90%)

就職率については、景気動向等が大きく影響することから、教職員による会社訪問を積極的に行い、情報の収集及び学生・生徒の売り込みに努めた。また、海運業界の協力を得て学生・生徒が内航船に体験乗船する機会を設けるとともに、保護者を交えた三者面談、また、PCや携帯電話のメールを利用した進路相談等を行うことにより就職のミスマッチを防ぐように心がけた。これらの精力的、戦略的な取り組みが結実し、リーマンショック以降においても、高い就職率を維持し、目標とする海事関連産業への就職率を達成した。

<主な取組>

- 海事関連企業等に対する取組
 - ・ 就職情報ネットワークの構築
 - ・ 職員による会社訪問
 - ・ 求人依頼文書の発送
 - ・ 学生・生徒を対象とした会社説明会の実施
 - ・ 内航海運業界団体への直接説明 等
- 学生・生徒に対する取り組み
 - ・ 積極的な会社訪問による就職機会の拡大の指導
 - ・ 就職ミスマッチの防止（進路希望調査、三者面談等）
 - ・ 卒業生による体験発表会等を開催しての情報提供
 - ・ 面接マニュアル等の作成
 - ・ 躰教育等の生活指導 等

② 実績値が目標に達しない場合には、その理由及び次期中期目標期間における見通し

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

海事関連企業への就職実績

年度	本科	専修科	海上技術コース
平成 18 年度	85.1%	95.2%	80.0%
平成 19 年度	91.5%	96.7%	96.1%
平成 20 年度	93.8%	96.1%	96.0%
平成 21 年度	97.3%	97.9%	100.0%
平成 22 年度	96.0%	98.7%	100.0%
計	92.8%	97.1%	92.7%

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 海技教育の実施

- ⑥ 海技教育の質的向上と受益者の期待に応えるために、関係機関・業界との意見交換会等を積極的に行い、ニーズの把握に努めることとする。

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 海技教育の実施

⑥ 意見交換会の実施

海運業界のニーズ等に対応した効果的な海技教育を実施するため、関係する教育機関や海運業界と年 10 回程度の意見交換会を開催するほか、各機関・海運業界との対話を積極的に進める。

① 実績値及び取組み

⑥ 海運業界等と活発に意見交換会を実施し、ニーズを教育に反映させた。

関係教育機関や海運業界と期間中に合計 133 回(年平均 26.6 回)の意見交換会を実施することによりニーズの把握に努めた。海運業界は新入社員に基本的な生活習慣を含めた秩序・協調性及び積極性等を求めていることが分かり、各校の教育及び生活指導に反映させた。

意見交換会等で把握したニーズに対応するため、運航実務コースにおいて、STCW 条約(The International Convention on Standards of Training, Certification and Watchkeeping for Seafarers)の改正に対応した、ECDIS(Electronic Chart Display and Information System)、BRM(Bridge Resource Management)及び ERM(Engine-room Resource Management)の講習を立ち上げた。

また、STCW 条約の改正については、機構から「STW 調査検討に関する委員会」に専門員を派遣して、そこで収集した情報を意見交換会等により海運業界に提供している。

② 実績値が目標に達しない場合には、その理由及び次期中期目標期間における見通し

--

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

意見交換会の実績

年 度	回 数
平成 18 年度	16 回
平成 19 年度	24 回
平成 20 年度	37 回
平成 21 年度	31 回
平成 22 年度	25 回
計	133 回

○ STCW条約：船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約

2010年6月のSTCW条約締結国会議において、ECDIS（電子海図情報表示装置）の搭載、BRM訓練及びERM訓練の受講が義務化された。

（中期目標）

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

（1）海技教育の実施

- ⑦ 授業に必要な船舶運航に関する最新の知識及び技能を習得するための教員の研修計画を策定し、研修及び船舶乗船研修を実施するとともに、適正な運営に必要な事務員等の研修計画を策定し、研修を実施する。

（中期計画）

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

（1）海技教育の実施

⑦ 研修の実施

授業に必要な船舶運航に関する最新の知識及び技能を習得するための教員の研修計画を策定し、期間中に120名以上の研修及び船舶乗船研修を実施し、これらの研修等で得た知識及び技能の共有化によって、研修効果の拡大を図る。また、適正な運営に必要な事務員等の研修計画を策定し、期間中に80名以上の研修を実施する。

① 実績値及び取組み

⑦ 期間中にのべ509名（教員380名、事務員等129名）に研修を実施した。

授業に必要な船舶運航に関する最新の知識及び技能を習得するため、教員の研修を計画し、乗船実習研修等を実施するとともに、適正な業務運営を行うため、事務員等に対し給与実務、簿記等の実務的な研修を実施した。

また、研修受講職員が各学校に戻って、校内で研修報告会等を実施する等、研修効果の他の職員への拡大を図った。

インターネット研修においては、ホームページの随時更新等に役立て、各校のホームページへのアクセス回数が増加しており、目に見えて効果が現れている。

② 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

研修の実績

年度	教員	事務員等	合計
平成18年度	51名	30名	81名
平成19年度	94名	22名	116名
平成20年度	91名	28名	119名
平成21年度	73名	24名	97名
平成22年度	71名	25名	96名
計	380名	129名	509名

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 海技教育の実施

⑧ 自己評価体制の充実及び教員の資質・能力の向上等を図ることとする。

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(1) 海技教育の実施

⑧ 自己評価体制の充実

自己評価体制の充実に向け、内部の委員会や外部との意見交換会等の活動を活発化させ、その評価結果を教育・研究に反映させるとともに、学生・生徒による授業評価や研究授業を推進することにより、教員の資質・能力の向上等を図る。

① 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

- ⑧ ・学校毎に年度計画を策定し、報告された業務実績に基づき内部評価を実施している。
- ・研究授業及び授業検討会を実施した。
- ・保護者アンケート等を実施した。
- ・FD (Faculty Development : 授業改善の手法) 委員会を開催して、授業の改善に努めた。

自己評価体制を充実させるため、各校毎に年度計画を立案し、業務実績を報告することにより、各校の取組みを他校でも参考とできる体制を構築した。

また、内部評価委員会では、各学校の報告書をもとに評価を行うとともに、機構の教育全般についての自己評価を実施した。

各学校では、研究授業及び授業検討会を開催し、教員同士がお互いの授業を参観し、自らの授業改善の参考とし、他の教員の視点から意見を出してもらう等をするとともに、学生・生徒による授業評価を実施した。また、本科校においては、保護者アンケート及び保護者会開催時に授業参観を実施して、指導方法の改善、教員のモチベーションの高揚に努めた。

海技大学校においては、FD 委員会を設置して授業の改善に努めている他、国際協力コース（中級）では、就業期間の中間に評価会を開催して、その結果を後半の授業改善に反映させ即効性のあるフィードバックに心がけた。

② その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 海技教育の実施

- ⑨ 受験・入学のための広報活動のあり方を見直し、船員を目指す人材をより多方面から確保するよう努める。

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 海技教育の実施

- ⑨ 広報活動

受験・入学のための各種学校案内、ホームページ及びその他の広報活動の見直しと充実化を図り、船員を目指す人材をより多方面から確保するよう努める。

① 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

⑨ 精力的、戦略的な広報活動を展開し応募者数を増加させた。

広報活動については、受験・入学のための広報活動のあり方を見直し、船員を目指す人材をより多方面から確保するため、ホームページ及びパンフレットを充実させるとともに、職員が積極的に中学校・高等学校へ訪問した他、学習塾に資料を送付する等の広報活動を実施した。

また、学生募集活動においては、当機構各校間の競合関係を考慮して、募集エリアを学校毎に区分（地域ブロック化）する等効率的な活動を実施した。

結果、下表に示すように毎年着実に応募者数を伸ばすことができた。

② その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

本科及び専修科の応募者実績

応募年度 (次年度入学)	本科	専修科	合計	対前年 度比
平成 18 年度	326 名	224 名	550 名	—
平成 19 年度	288 名	336 名	624 名	113.5%
平成 20 年度	279 名	349 名	628 名	100.6%
平成 21 年度	293 名	467 名	760 名	121.0%
平成 22 年度	343 名	520 名	863 名	113.6%

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 海技教育の実施

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 海技教育の実施

⑩ その他

イ 本科及び専修科においては、寮生活における生活指導を充実させ、集団生活の理解を深めさせる等、資質の涵養を一層充実・強化するため、生活指導等のあり方を検討する。

ロ 本科においては、定期的に保護者会を開催、保護者会と連携を強化し、生活指導の充実を図る。

① 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

⑩ 寮生活における生活指導により、学生・生徒に集団生活を理解させ、資質の涵養を図った。

不確定要素が多い海上においては、船員としての技能はもちろん、資質や心掛けが大切であり、海運業界からも基本的な生活習慣を含めた秩序・協調性及び積極性等を求められている。これらに対応するため、教員の経験年数に応じた研修システムの強化により、生活指導の内容を研修に取り入れ、寮生活における生活指導の改善を図った。

また、本科校においては、保護者会を定期的に開催することにより、学校と保護者との信頼関係を構築し、保護者からの意見や情報を収集し生活指導に反映させた。

② その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(2) 研究の実施

独立行政法人海技教育機構法第 11 条第 1 項第 2 号に基づき、船舶の運航に関する高度の学術及び技能に関する研究を行う。

研究の実施に当っては、機構の目的を踏まえて、海技教育及び船舶運航に関する研究を組織的に行い、その結果を教育に反映し、船員の資質の向上を図ること等により、安全な海上輸送の確保に資するよう努めることとする。

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(2) 研究の実施

① 研究件数

海技教育、船舶の運航の分野で組織的に研究計画を策定し、期間中に合計 50 件以上の研究を行う。研究活動の活性化を図るため、15 件程度の共同研究又は受託研究を他の船員教育機関や大学・研究所等と行う。

② 研究の評価及び反映

研究に関する評価を適切に行い、その評価結果を研究活動に反映させるとともに、研究成果の教育への反映に努める。

① 実績値及び取組み

① 5 件の重点研究、47 件の一般研究及び 15 件の共同・受託研究を行い、研究目標件数を達成した。

海技教育、船舶の運航の分野で組織的に研究計画を策定し、期間中に前中期目標期間からの継続研究を含め、5 件の重点研究、47 件の一般研究及び 15 件の共同・受託研究を実

施した。特に組織をあげての重点研究では、「船舶運航における OJT に対する研究」、「SMS（船舶管理システム）・ETM 船員教育訓練の研究」を行い、その成果を教育に反映させ、船員の質の向上に努めている。

②・ 海技大学校研究管理委員会において、研究の適切な評価を実施した。

- ・ 研究成果については、授業に反映させるとともに、要請に応じ講演を行った。

海技大学校研究管理委員会において、「船員教育・船舶運航技術の向上への寄与」「予算計画の妥当性」について評価を行った。

教育への反映については、AIS (Automatic Identification System: 船舶自動識別装置) に関する研究、衝突事故の事例研究等、その成果を海技士コース、海上技術コース及び水先コースの授業に盛り込む等、研究活動を通して得られた船舶運航の高度な技術や、安全で効率的な運航のための新たな知見等を授業・実習等で活用して教育内容の向上に寄与した。

また、海事関係団体等からの要請により、団体等主催の講習会等において、研究成果の講演を行った。

② 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

--

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

研究件数				単位:件
年度	重点研究	一般研究	共同・ 受託研究	計
平成 18 年度	3(3)	15(8)	4(3)	22(14)
平成 19 年度	2(0)	15(7)	5(4)	22(11)
平成 20 年度	2(0)	20(10)	3(3)	25(13)
平成 21 年度	2(0)	23(9)	3(1)	28(10)
平成 22 年度	2(2)	18(6)	3(3)	23(11)
※期間計	5(5)	47(40)	15(14)	67(59)

()内は、新規の研究件数
 ※期間計は、平成 18 年度研究件数に平成 19～22 年度の新規研究件数を加えた数。

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(3) 成果の普及・活用促進

独立行政法人海技教育機構法第 11 条第 1 項第 3 号に基づき、海技教育及びその研究成果並びに海事思想を国民並びに海運業界に広く普及・活用するための活動を行う。

成果の普及・活用促進に当っては、海技教育及び船舶運航関係の知識、技術、研究成果及びその他海事に関する情報等を海運業界、学会及び国民等へ積極的に公表して教育・研究成果の普及を目指すとともに、職員の専門知識の活用を図るために、国内外を問わず、研修員の受入れ及び各種機関・委員会へ専門家としての職員派遣等を推進する。

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 成果の普及・活用促進

① 技術移転の推進等

国内外の船員教育機関の要請に応じ、海技教育及び船舶運航に関する知識・技術の普及・活用促進を図るため、期間中25名程度の研修員を受け入れるとともに、政府機関等の要請に応じ海技教育専門家として期間中に5名程度海外へ派遣し、また、学会等の関係委員会へ、委員として期間中80名程度派遣する。

② 研究の公表

研究については、論文発表及び学会発表等を行い、研究報告書を作成するとともに、ホームページ上で研究成果及び海技教育に関する情報を外部へ公表し、教育・研究成果の普及を図る。

③ 海事思想の普及等

教育・研究成果及び海事思想の普及に資するため、一般市民を対象とする公開講座や練習船による体験航海等を年25回程度行うとともに、ホームページで提供する情報、内容の充実及び更新を迅速に行うことにより、年間のアクセス数の増加を図る。

① 実績値及び取組み

①・発展途上国18か国から62名の研修員を受け入れた。

・海技教育の専門家として21機関に212名の委員等を派遣した。

独立行政法人国際協力機構等の要請に応じ、発展途上国18か国から62名の研修生を受け入れるとともに、(社)日本航海学会、(社)日本マリンエンジニアリング学会等21機関の関係委員会に専門分野の委員として延べ212名の委員を派遣した。

また、東京海洋大学から11名の教育実習生を小樽校及び館山校で受け入れ、高等学校教員免状取得に係る教育実習を実施した。

② 研究の成果について、61 件の論文発表・国際学会発表及び 65 件の国内学会発表等を行った。

研究については、その成果を論文、学会等で発表するとともに、毎年研究報告書としてまとめている他、ホームページ上に公表しており、外部から依頼があった場合は、講演を行うなどして船舶の安全運航に寄与した。

③ 海事思想の普及のため、公開講座、特別講演 29 回及び練習船による体験航海を 248 回開催した。

各学校の広報及び海事思想の普及に資するため、当機構が有する知識、施設・設備を活用して公開講座、特別講演、練習船及びカッターの体験乗船、地方自治体等主催の各種行事への協力等、多様な活動を実施した。

また、募集専用のホームページ「船の学校.jp」を開設し、応募者の確保はもとより、閲覧者に広く海事に関する関心を持ってもらえるように努めている。

② 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

--

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

技術移転の実績

年度	研修生の受入等 人数（国数）	委員の派遣 人数（機関数）
平成 18 年度	10 名（7 か国）	40 名（10 機関）
平成 19 年度	11 名（11 か国）	35 名（9 機関）
平成 20 年度	14 名（7 か国）	36 名（8 機関）
平成 21 年度	9 名（7 か国）	50 名（11 機関）
平成 22 年度	18 名（6 か国）	51 名（13 機関）
計	62 名（18 か国）	212 名（21 機関）

研究の公表実績

年 度	論文発表 又は国際 学会発表	国内学会発 表等	合 計
平成 18 年度	21 件	18 件	39 件
平成 19 年度	10 件	14 件	24 件
平成 20 年度	8 件	9 件	17 件
平成 21 年度	15 件	6 件	21 件
平成 22 年度	7 件	18 件	25 件
計	61 件	65 件	126 件

公開講座等の実績

年 度	公開講座、特別講演 の開催	練習船による 体験航海
平成 18 年度	5 回	37 回
平成 19 年度	5 回	51 回
平成 20 年度	6 回	50 回
平成 21 年度	4 回	65 回
平成 22 年度	9 回	45 回
計	29 回	248 回

ホームページへのアクセス数

年 度	アクセス数	対前年度比
平成 18 年度	148,719 件	—
平成 19 年度	177,438 件	119.3%
平成 20 年度	204,303 件	115.2%
平成 21 年度	220,199 件	107.8%
平成 22 年度	257,764 件	117.1%
計	1,008,423 件	—

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため
とるべき措置

① 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

監事監査、スクールレビュー、登録関係実施調査、内部評価及び勤務評定等を確実に実施し、内部統制の充実を図った。

平成 20 年度には内部統制整備委員会を立ち上げるとともに、内部の研修において内部統制に係る当機構の取り組み等の説明時間を設けるとともに、機構独自の内部統制資料「内部統制の維持・充実について」を作成し内部統制の維持・充実に努めた。

② その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

4. 財務内容の改善に関する事項

(中期目標)

4 財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を充当して行う事業については、「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

また、機構の業務の範囲内において、自己収入の確保を図るとともに、海技士資格取得以外の講習については、受益者負担の導入等により、できる限り運営費交付金に依存しない運営体制を構築するものとする。

(中期計画)

3 予算

(1) 自己収入の確保

機構の業務の範囲内において自己収入の確保を図る。特に、実務教育の実施に当っては、海運業界の状況等を勘案しつつ適切な受益者負担を導入することとする。

① 実績値及び取組み

本科・専修科の授業料を段階的に引き上げるなどして、自己収入の確保に努めた。

海技課程の年間授業料については、中期期間前に 36,000 円であったものを平成 18 年度に 48,000 円、平成 20 年度に 60,000 円に引き上げた。

また、六級航海専修及び外航基幹職員養成コースにおいては、講習に係る費用から最低履行受講者数を割り出し、受講者がそれに満たない場合は受益者から別途費用を徴収するなどして自己収入の確保に努めた。

② 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

--

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

自己収入の推移

単位:千円

年度	業務収入	受託収入	計
平成 18 年度	143,781	34,857	178,638
平成 19 年度	169,851	27,848	197,699
平成 20 年度	182,780	28,709	211,489
平成 21 年度	185,791	32,042	217,833
平成 22 年度	192,754	35,688	228,442

(中期目標)

4 財務内容の改善に関する事項

(中期計画)

3 予算

(2) 予算

(3) 平成18年度～平成22年度収支計画

(4) 平成18年度～平成22年度資金計画

(実績値)

1. 予算

区 別	中期計画 予算 金額 (百万円)	中期計画 実績 金額 (百万円)	備 考
収入			
運営費交付金	14,236	13,757	
施設整備費補助金	414	293	
受託収入	85	159	
業務収入	537	869	
計	15,272	15,078	
支出			
業務経費	2,243	2,200	
施設整備費	414	293	
受託経費	72	154	
一般管理費	1,230	1,217	
人件費	11,313	10,778	
計	15,272	14,642	
	[人件費の見積り] 期間中総額8,869百 万円を支出する。 但し、上記の金額 は、常勤役員報酬並 びに職員基本給、職 員諸手当、超過勤務 手当、休職者給与及 び国際機関派遣職員 給与に相当する範囲 の費用である。	[人件費の見積り] 期間中総額8,706百 万円を支出した。 但し、上記の金額 は、常勤役員報酬並 びに職員基本給、職 員諸手当、超過勤務 手当、休職者給与及 び国際機関派遣職員 給与に相当する範囲 の費用である。	

2 収支計画

区 別	中期計画 収入計画 金額 (百万円)	中期計画 収入実績 金額 (百万円)	備 考
費用の部	15,094	14,540	
経常費用	15,094	14,510	
業務費	9,981	9,774	
受託経費	72	155	
一般管理費	4,805	3,735	
減価償却費	236	827	
財務費用	0	19	
臨時損失	0	30	
収益の部	15,094	14,985	
運営費交付金収益	14,236	13,401	
受託収入	85	159	
業務収入	537	885	
資産見返負債戻入	236	517	
資産見返物品受贈額戻入	236	144	
資産見返運営費交付金戻入	0	373	
臨時利益	0	23	
純利益	0	445	
目的積立金取崩額	0	0	
総利益	0	445	

3 資金計画

区 別	中期計画 資金計画 金額 (百万円)	中期計画 資金実績 金額 (百万円)	備 考
支出資金	15,272	15,194	
業務活動による支出	14,858	14,102	
投資活動による支出	414	747	
財務活動による支出	0	345	
次期中期目標への繰越金	0	0	
資金収入	15,272	15,668	
業務活動による収入	14,858	15,276	
運営費交付金による収入	14,236	13,757	
受託収入	85	159	
業務収入	537	1,127	
預り金	—	233	
投資活動による収入	414	392	
施設整備費補助金による収入	414	392	

① 実績値及び取組み

--

② 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

--

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

(中期目標)

- 4 財務内容の改善に関する事項

(中期計画)

- 4 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、500百万円とする。

(年度計画における目標値)

- 4 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、500百万円とする。

① 実績値及び取組み

資金に関し、短期借入金は発生しなかった。

② 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

--

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

(中期目標)

4 財務内容の改善に関する事項

(中期計画)

5 重要な財産の処分等に関する計画

海技大学校児島分校の廃止に伴い、同校の重要な財産の処分を行う。

(財産処分の内容)

海技大学校児島分校土地、建物及び工作物

① 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

国の処分方針の決定を待って重要な財産（土地、建物等）の処分を進めることとしている。

② その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

(中期目標)

4 財務内容の改善に関する事項

(中期計画)

6 剰余金の使途

期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況に応じて、施設・設備等の整備、研究調査等教育基盤の整備拡充のため使用するものとする。

① 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

期間中に108百万円の剰余金が発生したが、全て独立行政法人通則法第44条第1項の積立金としている。

② その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

5. その他業務運営に関する重要事項

(中期目標)

5 その他業務運営に関する重要事項

(1) 施設・設備の整備

機構の目的の確実な達成のため、必要となる施設・設備に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。

(中期計画)

7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備に関する計画

機構の目的を効率的に達成するために、期間中総額4.14億円規模の施設・設備の整備を行う。

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
教育施設整備費		
児島分校基盤整備工事	11	独立行政法人海技教育 機構施設整備費補助金
清水校総合実習棟建築工事	403	

① 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

- ・海技大学校児島分校の寄宿舎便所（污水配管等）改修工事を実施した。
- ・国立清水海上技術短期大学校総合実習棟建築工事については平成23年度竣工予定となっている。

② その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

施設・設備の内容	実績額(百万円)	財源
教育施設整備費		
児島分校基盤整備工事	3	独立行政法人海技教育 機構施設整備費補助金
清水校総合実習棟建築工事	291	

(中期目標)

5 その他業務運営に関する重要事項

(2) 人事に関する計画

上記の各般の業務運営の効率化を通じて、人件費（退職手当等を除く。）については、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、前中期目標期間の最終年度予算を基準として、本中期目標期間の最終年度までに国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこととする。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進めることとする。

(中期計画)

7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(2) 人事に関する計画

上記の各般の業務運営の効率化を通じて、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、前中期目標期間の最終年度予算を基準として、本中期目標期間の最終年度までに人件費（退職手当等を除く。）について 5%以上の削減を行う。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進める。

(参考)

人件費削減の取り組みによる前年度予算に対する各年度の人件費削減率は以下のとおり。

18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
△2.3%	△0.6%	△0.6%	△0.6%	△0.6%

① 実績値及び取組み

上記の各般の業務運営の効率化を通じて、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、前中期目標期間の最終年度予算を基準として、本中期目標期間の最終年度までに人件費（退職手当等を除く。）について 5.12%の削減を達成した。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進めている。

② 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次期中期目標期間における見通し

--

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

人件費削減の実績

年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	計
実績値	2.40%	0.68%	0.68%	0.68%	0.68%	5.12%

(中期目標)

5 その他業務運営に関する重要事項

(3) その他

中期目標の期間中に実施される船員養成の規模、体制についての更なる検討等、船員教育の見直しに関する検討の結果を踏まえ、必要に応じ、所要の措置を講ずることとする。

(中期計画)

なし

① 実績値及び取組み

「船員教育のあり方に関する検討会」(平成18年度)、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月閣議決定)、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月閣議決定)等における船員養成に係る指摘事項を踏まえて、以下のような措置を講じた。

- ① 内航海運業界における船員不足に対応するコース(六級航海専修)を平成19年度に新設した。(再掲)
- ② 中小外航船社の要望により、平成20年度よりフィリピンにおいてフィリピン人船員を対象に海事基礎教育研修を、また、船舶保安管理者コースにおいて、船主団体の要望により平成21年度よりフィリピンでの講習回数を増やすことに加え、新たにインド及びブルガリアでも開催した。(再掲)
- ③ 一級海技士科及び二級海技士科を廃止し、海技大学の児島分校については、その機能を海技大学へ統合し、校舎は廃止した。(再掲)
- ④ 本部体制を一元化して管理機能を強化した。(再掲)
- ⑤ 海技課程の年間授業料については、中期期間前に36,000円であったものを平成18年度に48,000円、平成20年度に60,000円に引き上げた。

また、六級航海専修及び外航基幹職員養成コースにおいては、講習に係る費用から最低履修受講者数を割り出し、受講者がそれに満たない場合は受益者から別途費用を徴収するなどして自己収入の確保に努めている。(再掲)

② 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次期中期目標期間における見通し

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報